

令和5年度アイドリングストップ支援機器導入助成事業要領

令和5年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が、アイドリングストップ支援機器を導入する場合の費用の一部を助成することでその導入を促進し、もって、CO₂を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環としてアイドリングストップの励行に役立てることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、入会后6ヶ月以上経過し、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6ヶ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる機器

次の（１）～（２）の条件を満たす機器とする。

- （１） 別紙「対象機器一覧表」に記載された機器（協会のホームページで確認のこと）。
- （２） 会員が、令和5年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和6年2月29日までの間に事業用貨物自動車に新たに導入した機器（中古品・レンタル品を除く）。

4 助成件数

会員は、車両保有台数（令和5年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）と同数までとし、各機器の上限数は次のとおりとする。

- （１） 電気式のマット又は毛布 30枚まで。
- （２） エア又は温水式ヒーター 3台まで。
- （３） 蓄冷式クーラー・車載バッテリー式冷房装置等 3台まで。

5 助成金額

- （１） 機器1台（枚）の2分の1の額（千円未満切捨て、1台（枚）毎に計算）とし、1台（枚）当たりの上限額は下表のとおりとする。
- （２） 機器1台（枚）の内容は、機器本体・取付部品等の費用（取付工賃、消費税等は除く。）をいう。

機器	助成金上限額
電気式のマット又は毛布	15,000円
エア又は温水式ヒーター	60,000円
蓄冷式クーラー（デンソー、日野、三菱、UD製）	50,000円
車載バッテリー式冷房装置等	60,000円

6 申請期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 5,500,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「令和5年度アイドリングストップ支援機器導入事業実施報告書（助成金申請書）」に、必要な書類を添付して、協会宛に郵送・持参等により提出する。

9 助成金の返還

(1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。

ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。

イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10 機器の処分制限

機器導入の日から起算して次に定める期間が経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(1) エア又は温水式ヒーター、車載バッテリー式冷房装置 6年

(2) その他の機器 1年

11 その他

導入方法は「機器購入」・「新車装着」、導入に当たっての支払方法は「買取り（一括、割賦）」・「リース」いずれの方法でもよい。